

建設水道常任委員会

平成25年2月18日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○紀 良治	中川 靖広
小野 隆雄	飯高 昭二	木田 守彦
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	西本 喜一	都 市 建 設 部 長	藤川 岳志
建 設 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	猪川 恭弘
観 光 産 業 課 長	清水 修一	同 課 長 補 佐	関口 修
都 市 整 備 課 長	井上 貴至	同 課 長 補 佐	松岡 洋右
上 下 水 道 部 長	谷口 裕司	上 水 道 課 長 補 佐	上 埜 幸 弘
下 水 道 課 長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	井戸西 豊

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小野委員、飯高委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますのでただいまより、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

始めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、小野委員、飯高委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査、（1）都市基盤整備事業に関するることについて、①公共下水道事業に関するることについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長

それでは、公共下水道事業に関するることについてご報告させていただきます。資料1をご覧ください。

最初に平成24年度の下水道工事進捗状況でございます。

まず、幹線工事では、平成23年度から平成25年度までの3か年の継続事業として進めております法隆寺南2丁目から高安西1丁目地内の岡本汚水幹線2工区工事、囟中赤色路線では、シールド機の掘進により管渠の築造を開始しております。

次に、昨年の12月定例会におきまして、契約の議決をいただきました、平成24年度と平成25年度の2か年の継続事業として取り組んでおります服部2丁目から目安北3丁目、興留8丁目地内の目安汚水幹線2工区工事、囟中水色路線では、施工計画協議及び家屋事前調査を進め

ております。

次に、面整備工事でございます。最初に神南地区では、4工区－1工事、図中茶色路線、2工区－12工事、図中オレンジ色路線、及び、2工区－11工事、図中うす紫色路線において、全て開削工により下水道管の埋設作業を進めているところでございます。

次に、龍田地区では、3路線全て工事が完了いたしております。

次に、稲葉車瀬地区でございます。6工区－3工事、図中桃色路線では施設の築造を完了し、舗装の本復旧工事を進めるところでございます。また、6工区－4工事 図中黄緑色路線では、下水道管の埋設作業を進めております。

次に、法隆寺地区の25工区－2工事 図中緑色路線でも、施設の築造工事が完了いたしております。

面整備工事につきましては、3月末の完成に向けて安全に工事を進めてまいります。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。

資料の2枚目をご覧ください。平成25年1月末の状況でございます。

平成24年度に入り、公共下水道への接続申請を219件いただき、申請総数が2,686件、利用世帯数は3,035世帯となっております。

接続率につきましては、工事が完了した龍田西6丁目地内を供用開始しましたので、前回の委員会で報告いたしました12月末の接続率より0.5%減り、接続率は63.5%となっております。

次に、融資あっせん利用総数は前回の報告から1件の申請を受け付け、総数が38件になりました。

浄化槽雨水貯留施設への転用申請は前回同様36件でございます。

また、本年1月に、下水道供用開始後2年を経過した区域の未接続家屋に対しまして、啓発チラシを各戸配布する啓発活動を行いました。

チラシには、接続時にかかる費用負担を軽減する融資あっせん制度や、浄化槽との維持管理費の比較、生活環境の改善や河川の水質保全に関する内容、指定工事店一覧表を掲載し、下水道への接続をお願いしております。

続きまして、平成25年度に予定しております整備箇所について説明させていただきます。資料の3枚目をお願いいたします。

はじめに主要な幹線工事でございますが、平成24年度に引き続き岡本汚水幹線2工区工事及び目安汚水幹線2工区工事を継続費による工事として取り組み、平成25年度末の完成を見込んでおります。

次に、面整備工事でございます。平成24年度に引き続き神南5丁目地内、龍田1丁目地内、法隆寺西3丁目地内を進めてまいります。

また、新たに稲葉西1丁目、2丁目地区の面整備の骨格となる管渠、阿波2丁目地内等の整備を予定しているところでございます。

平成25年度には、整備予定面積約5ヘクタール、整備管渠延長は約1.9km、整備戸数約190件を見込んでいるところでございます。

続きまして、資料の4枚目をご覧ください。

平成24年度末の見込みの供用開始区域図でございます。水色で着色している区域が、公共下水道の供用区域でございます。また、青色破線で示しておりますのが、事業計画区域290ヘクタールでございます。

供用面積は約182ヘクタール、供用件数は4,592件、下水道普及率は約44%でございます。

今後も、公共下水道の整備区域の拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。
小野委員。

小野委員 今年度の下水道工事の件でちょっとお伺いしますが、2工区-11、これ今のところ40%、また2工区-12が50%。今、課長のほうでは今年度中には完成するという事なんですが、普通、あと1か月ほどですんでね、工事自体も大きさもちょうと掴んでませんので、可能なだとは思いますがね。なんかこういうパーセンテージで言うたら遅なる

ような理由があるのですかね。それと完全にできるという見込みはありますの。ちょっと教えてもらえますか。

下水道課長 工期につきましては、机上で作業量に応じて工期の算定をしているところでございます。その中で、工期、規模に応じて当然、作業量がかわってきますので、それだけの期間を設定しているわけでございまして、この工事につきましては、去年の11月に発注して、現在、半分施工しているところでございまして、これからの作業量を考えますと、3月末には完了できるというふうに見込んでいるところでございます。

小野委員 去年11月に発注してということで、それでフローチャートなり、施工計画書でも、現在、今日は2月の18日ですか、これで施工計画なり工程表ではやっぱり40%が、そのように出されてきておられるのかどうかということも確認できますかね。

下水道課長 この進捗率につきましては、各担当のほうで確認している分での集計をとったものでございまして、現場の状況に応じては当然その進捗率になっているということで、数字的なものを正確に確認している状況ではありません。

小野委員 進捗率というのは、その工事の、例えば、下水でしたら管入れていくとか、公共ます設置していくとか、その調査された時点での金額で表しておられると思うんです。ということは、金額で表すということは、その工事がこの段階まできているというね、残っている工事の金額が高いほうやから40%しかでない、私は思うんですけどもね、その工程についてもね、現在の進捗については遅れてないのかなということで、心配してますねんけども。

下水道課長 進捗率につきましては、金額及び施工の延長等で、一番分かりやすい形で把握した進捗状況を示しているものでございまして、この神南につ

きましては、当然施工延長から40%、50%という形で算出しているものでございます。金額のみで、この進捗率を表しますと、すごく工事が大きい部分と、残りの雑工の比率が全然違うような工事の場合は金額では。すみません。それとこの進捗状況につきましては、また1月末現在で書かせていただいておりますので、その分の施工も進んでいるところでございます。

小野委員 工期の間近になって、ばたばたばたばたと工事をするようではちょっと困りますのでね。余裕をもった工程で進んでもらいたいなと思っております。それと、25年度の公共下水道工事の予定箇所ということ今回出させていただいてますがね、これは興留6丁目のところに面整備ということで、割と小さな面整備ということであるんですが、このあたりはもう面整備が済んでいて、この部分だけが残っていたというように解釈してよろしいんですかね。

下水道課長 当時この面整備を進めました時には、私道敷でございまして、ちょっと了解が取れなかったということでございまして、現在、交渉もしくは土地の所有者の方から整備の要望がございまして、取り組んでいるところでございます。

小野委員 できるだけ、その私道敷というの、いろいろ町のほうへ寄付受けて、やっぱり個人の土地に公共下水道が入っているということは、将来的にも好ましくないと思いますので、できるだけ全体で、町道というか、町へ寄付を受けるような努力をしてからのほうがいいのではないかなと、私は思っております。このまま地権者の承諾を得たから、公共下水道を入れられるということは、ひとつの住民サービスには違いないんですがね、将来的にずっとその方に承諾を得なければ、その管のメンテもできないというような状態にもならんとは限りませんのでね。公共下水ができたという段階で、できても、やはり継続してね、道路敷なんですよ、だからその権利を得るように努力してもらいたいと思っておりますが、副町長

どうなんですかね。

委員長 池田副町長。

副町長 当然、今、質問者おっしゃいましたように、日々道路として使っておられると、その中に公共下水道を入れていくということにつきまして、状況になっておりますので、当然状況が整いましたなら町のほうに移管してもらうように、建設課のほうでもそういう働きかけを行っていきたいと考えております。

小野委員 だから、私が今言わんとするのは、公共下水が入れられたということでもう途切れてしまうんじゃなくて、継続して町へ移管ということ、継続的にやってもらいたいと、そのように思うんですが。その点はどうなんですかね。

副町長 そういう方向で、当然、建設課のほうで働きかけをしてもらうと、今、同意をもらって、工事入っていきますので、そういうことです。

小野委員 そしたらね、今まで、私権がある、私道ですね。私道に公共下水道入られて、そのままになっている箇所というのは相当あると思うんですがね。それらの調査されているんですかね。

委員長 上田下水道課長。

下水道課長 現在、私道敷きの箇所については把握いたしておりません、まとめておりませんので。

小野委員 またね、そういうことも継続してやっぱり町全体としてね、やっていくのがね、住民サービスだと、町のためにもね。思いますので、ぜひそれらの調査をしてもらいたい、努力してもらいたいと思います。

副町長

はい、引き続き努力してまいりたいと考えております。なお、今日までも私道敷の中に公共下水を入れて、件数は、どことどこというのは、ちょっと今把握しておりませんが、一定了解を得られて町のほうに移管になったところもございますので、それらも一応整理をしてみたいと考えております。

小野委員

それと下水道計画図というのも出していただいて、以前から見てるんやということですねんけど、あまりじっと見てなかったから、あれですねんけどね。決定区域内に入っていない箇所、北庄なんかは、都市計画の決定区域であって、予定してる区域、今の290ヘクタールですか、そこに入っていないというのは、もう以前からこういう形やったと思うけど、今抜けたんじゃないんやと思うけどね。先日、北庄の方からね、いつ頃なんかな、みんな聞いてはるねんけどってということで、ちょっと分からなかったのも、まあ課長にも電話させてもらったんやけど。これは、ここへふやしていくというのは、やっぱり並み大抵なことではないのかなと思いますねんけどもね。やはり、この北庄地区についてはね、下水も施工していかなあかんのやなあと思いますねんけどね。それと、今下水を入れていくという過程でね、ちょっとこれ公共下水道事業に関するということから外れるんかもわかりませんが、管網整備も一緒にやっておられるということで、その点についても、これを区域内に入れるということは並大抵なことなのかどうかだけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

下水道課長

事業計画区域につきましては、平成23年度に29年度までの取り組むところをまとめさせていただいている状況でございます。その中で今回につきましては、集中浄化槽地区につきまして優先的に編入させていただいていることと、あと人口密集地について編入したところでございます。今後も普及率の拡大に向けて進めてくるところでございますが、優先順位を効率的な整備を進めまして、公共下水道の整備を図っていき

いと考えているところでございます。

委員長 他、ございませんか。飯高委員。

飯高委員 平成24年度の公共下水道工事の箇所で見安汚水幹線なんですけども、今家屋の調査等されているということで、以前に、下水道を設置した場合に、その付近の家屋が、ある一軒では、工事した後で、例えばクラック入ったとか、壁がちょっと剥離したとかいう状況というのは聞いたことがあるんですけども、今、家屋の調査をされているということで、どの程度、どこまでされているのかというのを、ちょっと状況をお聞きしたいと思います。

下水道課長 家屋の調査につきましては、そのする工事の状況に応じて変えているところでございます。例えば掘削の深い部分につきましては、その掘削の深さから約45度で上げたぐらいが影響範囲と確認しまして、その程度の構造物についてクラック等がある場合は写真でおさめて、所有者に説明をいたしているところでございます。その後、工事後もう一度、事後調査を行いまして、そのクラックの開き等を確認いたしまして、工事の影響がある場合については補修をいたしているところでございます。

飯高委員 そういう形で報告というんですか、調査して、実際にそういったケースの場合クラックがおきたと、工事中におきたという割合というんですかね、どの程度あるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

下水道課長 割合につきましては、ほぼないに等しいようでございます。例えば、平成24年度につきましても、完了したところについて、そういう報告は受けておりませんし、住民さんからの苦情も受けておらないところでございます。また、平成23年度につきましても、私の今の記憶でございまして、そういう対応をした覚えはありません。ただし、工事施工の箇所とか、いろんな状況によりまして、住民さんの意見は出てく

ることがありますので、その場合につきましては、町と業者さんと対処をいたしているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。 中川委員。

中川委員 もともと平成23年度を目標に面的整備する認可区域245ヘクタールあったけど、そのうちの平成21年の5月に、145ヘクタールの面的整備できていると、残り100ヘクタール残ってますという答弁やってんけど、その目標は23年度でできるのかといたら、26年度までかかるって言わはってんけど、新たに増やした認可区域を省いて、もとの245ヘクタールの目標をもっていたうちの、何ヘクタール残ってんねんやろ、今。

下水道課長 供用開始区域の図面の中でも説明させていただいていますように、182ヘクタール現在供用開始をしているところでございます、なかなか整備、事業計画を立てている中でも、効率的な整備をしておりますが、整備が追いついていない状況ではございます。

中川委員 いや、その今、182ヘクタールの供用開始できる区域言うているけど、それは緑ヶ丘さんと、新たに認可区域に入っているところも入っているやん。元々の245ヘクタールのうちでなんぼ残ってあるのって言うてる。

下水道課長 すいません、現在、旧の認可区域といわれる245についての整備面積が今お答えできる状況ではございませんので、また改めて数字は確認させていただきます。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長

なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、②の都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、いかるがパークウェイについてであります。

前回の委員会においてパークウェイ岩瀬橋付近における施工スケジュールの説明をいたしまして、岩瀬橋西詰付近の迂回路の工事が一部施工されておりますが、その後の工事について、次の請負業者に引き継がれることとなっております。昨年12月25日に入札がされ、翌1月に開札がされましたが、契約が不調となり、引き続き工事を行う請負業者が決定することができなかったということが国のほうより報告を受けました。

このことから、現在、予定されていた工事を継続して施工できない状況となっており、2月から工事が一旦中断されている状況となっております。

なお、奈良国道では、現在、工事発注に向けての契約手続きの作業を進められているところで、次の請負業者が決定する時期で概ね5月末ごろとなり、7月ごろから工事が再開できる予定と聞いております。工事スケジュール等、明確になりましたら、改めて、当委員会にも報告をさせていただきますと考えております。また、関係する住民の皆さん、あるいは学校関係に対しましては、自治会回覧等による文書にて、7月ごろから工事が再開されることをお知らせをさせていただいたところでございます。

なお、奈良国道事務所に確認いたしましたところ、工事スケジュールは変更となりますが、モデル区間から岩瀬橋西詰めまでの供用につきま

しては、これまで説明いたしましたとおり、平成26年3月を予定として進められている旨、確認をいたしております。

次に、岩瀬橋西詰めから三室交差点までの間の道路計画についてであります。昨年末から1月にかけて、道路計画案の概要について、計画範囲に土地を所有されている地権者の方々に説明をいたしまして、ご意見を伺うとともに道路計画へのご理解とご協力をお願いし、用地協力に前向きな意向を示していただいております。地権者の多くは、早期に事業を進めてほしいという要望を伺っているところでございます。

こうした地権者の意向を受けまして、2月12日には、地権者の了解を得て、計画幅杭の設置可能な範囲において、幅杭の設置作業が行われたところでございます。また、奈良国道事務所おきましては、次年度以降、用地取得に向けての作業を進めていく予定と聞いており、あわせて、今後も引き続き、地域の皆様と道路計画や環境面についての協議を進め、さらにご理解を深めていくというふうに聞いております。

こうした状況のもと、去る1月23日には町長が上京いたしまして、自民党政調会長の高市衆議院議員へ予算確保の要望書を提出し、面談をいただいているところでございます。

続きまして、法隆寺線整備事業であります。国道25号取り付け部分におきまして残っております1件につきましては、引き続き地権者と連絡をとりあいながら、現在、マンション管理会社の担当者が店舗前駐車場の計画について取りまとめ調整をされており、計画がまとまり次第、地権者本人と改めて協議をさせていただくという予定で連絡をとりあっておるところでございます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。
小野委員。

小野委員 法隆寺線の店舗の駐車場のことで、いろいろ協議をしてもらっているんですがね。以前はというか、それは継続しているかどうか知らないけど、中央公民館の用地、私が認識していたのは、今の店舗の南側、以前

駐輪場があったとこね、あそこへというようなことで、計画を最初出されたと思いますけどもね。それがうまく理解してもらえないとか、納得してもらえないということで、再度いろいろ検討しているということで、今その店舗の駐車場はどこを提供しようというように話しがなっているんですか。

都市整備課長 今現在、この事業地にかかっている土地、マンションの駐車場につきましては、27台の駐車場が現在ありまして、その代替地ということでですね、公民館のほうで14台を確保していこうというふうに考えておりまして、ちょうど今マンションが建っております真西側あたりですね、あのあたりで、ちょうど公民館の現在進入路になっているところでございますけれども、あの一帯で14台の駐車場を代替地として確保し、残った事業地として取得させていただいた残った部分について5台を駐車場として確保していくということでございます。

小野委員 以前はそういう形じゃなかったように思うんですけどもね。私は、それは町にとってもいいんじゃないかなと思っております。あそこも供用開始になった時にね、例えば南側から法隆寺線にきて、西へ向かった時に、国道25号線に入ってすぐに中央公民館の出入り口がある、やっぱり危険やなというのが、やっぱり皆思っていますしね。そこはそしたら閉鎖してしまうということによろしいんですかね。

都市整備課長 今、委員、おっしゃっていただきましたように、当然、店舗とマンションと続いて駐車場を確保していくということが、利用者さんの利便性にもなるということもございますので、今おっしゃっていただいたように、今現在の進入路の部分につきましては駐車場というような形になってくるかと思えます。

委員長 他ございませんか。 井上都市整備課長。

都市整備課長 すいません。今のところの部分につきましては、当然、公民館としての駐車場の入り口はないですけれども、西側のほうで一応駐車場で。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 ただいま課長答弁させていただきましたように、現在の進入路部分を代替地として提供いたす予定をさせていただいておりますが、その西側に進入路を設けて、進入の機能はそのまま確保していきたいと、こういう計画で現在進めさせていただいております。

小野委員 ちょっと今あそこ見てるんやけどね、ここから。だけど、そんなスペースないで。何メーターをね、譲ろうとしているのかちょっとわからんけどね、もう進入口が今の店舗と接していると思うんです。だから何メーター、代替用地として渡すという、そしたらそれから、今、部長はそれから西側へよくしていくんやと、けどもそこは高低差があつてね、下から歩行者が上がってくるスペースもあるしね。ちょっと、無理かなと。あえて私はね、部長、私はね、あそこは供用開始になった時に、先ほど言うたようにね、南側から法隆寺線を使ってきた人がね、西へ向いた時に、25号線入った時にすぐに入り口がある。だから、あれは危険やろうと、これから中央公民館に入ってくるの。まあ幸いなことに、もう1か所入り口ありますから、法隆寺線に面したところにね。だから、あそこは閉鎖してもいいんじゃないかなという思いもあるんですよ。だからあえてね、進入路というか、それを確保する必要は私はないと思いますねんけど、その点どうなんですかね。

委員長 答えられますか。 藤川都市建設部長。

都市建設部長 すいません、申し訳ございません。委員おっしゃっていただきますように、スペースが確かにそんなに大きくございませんので、歩行者程度の進入ということで、進入路を確保すると、こういうことで。すいませ

ん。先ほどちょっと不明確な答弁させていただきまして、申し訳ございませんでした。

小野委員 そのようになっていいなと思いつつながら、これは今の地権者がその話に乗ってきてもらえたらという話になりますねんけどもね。あのマンションの西側には一応公道、里道があります。だからあくまでも、あそこはあけてあるという、そういう認識もありますけどね。それらの手続きも全部おわなければいけないと思います。国道側から歩道をそこまで延ばしてきて、そっちから歩行者入ってもらえるところはあってもいいんじゃないかと思いますので。車があこで顔出してくるとかね、ちょっと危険だなとは思ってますので、その点でも、話がまとまったら、しっかりと協議してもらいたいなと、そのように思います。以上です。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 本件については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関する事について、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは、③の J R 法隆寺駅周辺整備事業に関する事についてございますが、誠に申し訳ございませんが、前回の委員会以降、特に報告させていただきますことはございません。

以上で、 J R 法隆寺駅周辺整備事業に関する事についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。よろしいですか。

(な し)

委員長 本件についても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。
次に、2. 3月定例議会提出予定議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

(1) 斑鳩町町道の構造の技術的基準を定める条例について、理事者の説明を求めます。 川端建設課長。

建設課長 それでは、3月の定例議会に提出を予定しています、斑鳩町町道の構造の技術的基準を定める条例についてご説明申しあげます。

お手元に条例の案と、その最後の要旨をつけておりますので、その要旨に基づきまして説明させていただきます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されまして、道路法が改正されております。これに基づき、国の基準である政令、国土交通省令等で定められている基準の一部について、市町村の道路管理者が条例で定めることになりました。このため、新たに条例を制定するものです。

この条例を定めるにあたっては、道路構造令を基本的に参酌させていただき規定しております。

なお、道路構造令にある、高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術基準は、国道の構造基準のため除外しております。また、設計車両、建築限界につきましては、政令で定めることとなっており、条例委任の基準ではないため除外をしております。また、軌道敷、積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員、また登坂車線につきましては、当町に該当施設がなく、今後も整備することがない、また、当町が積雪地域ではないことから除外しているところです。次に、町が設置する道路の級は、第3種の場合は第2級から第5級、第4種の場合は第1級から第4級が該当することになっております。以降、本条例で基準を規定するにあたりましては、本町が設置する道路が該当しない区分にかかる部分については規定しないこととしています。

それでは、主な制定内容について概要ではありますがご説明申しあげ

ます。

まず、第1条であります。この条例の趣旨について定めております。

次に、第2条の定義及び第3条の道路の区分であります。それぞれの用語の定義及び町が整備する道路の区分を規定していますが、そのまま道路構造令を引用する形を取っています。

次に、第4条であります。道路の構造設計に係る車線の数、幅員等を規定しています。次に、第5条です。車線を分離する中央帯を規定しています。次に、第6条。副道の幅員等を規定しています。次に、第7条の路肩ですが、車道に接続して設ける路肩の幅員を規定しています。

次に、第8条ですが、停車帯の構造、復員について規定しています。

次に、第9条、自転車道の構造、復員について規定しています。次に、第10条の自転車歩行車道の構造、幅員について規定しています。第11条、歩道です。歩道の構造、復員について規定しています。第12条の歩行者の滞留の用に供する部分であります。歩道等に歩行者の滞留のための空間の設置を規定しています。次に、第13条の植樹帯であります。植樹帯の整備について規定しています。第14条、道路整備に係る設計速度について規定しています。第15条の車道の屈曲部。道路の屈曲部の構造について規定しています。第16条の曲線半径。車道の曲線部の曲線半径を規定しているところであります。第17条の曲線部の片勾配であります。車道の曲線部の片勾配について規定しています。次に、第18条の曲線部であります。車道の曲線部の車線等の拡幅について規定しております。第19条の緩和区間であります。道路の緩和区間について規定しています。第20条の視距等であります。道路設計上の視距の確保について規定しています。第21条の縦断勾配であります。車道の縦断勾配について規定しています。第22条の縦断曲線であります。車道の縦断曲線について規定しています。第23条、車道等の舗装の構造について規定しています。第24条は車道等の横断勾配について規定しています。第25条、道路の合成勾配について規定しています。第26条の排水施設、道路の排水施設について規定しております。第27条、道路の平面交差又は接続について規定しております。第28条、道路の

立体交差の構造について規定しているところです。第29条は道路と鉄道との平面交差について規定しています。第30条の待避所。道路に設置する待避所について規定しております。第31条ですが、交通事故防止のための交通安全施設を規定しています。第32条、車道及びこれに接続する路肩に設置する凸部、狭窄部について規定しています。第33条、乗合自動車停留所に設ける交通島について規定しているところです。第34条、自動車駐車場の設置について規定しています。第35条、道路に設置する防護施設について規定しております。第36条はトンネルの構造について規定しております。第37条、橋、高架の道路等の構造について規定しております。次に、第38条、道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事について規定しております。第39条、道路の交通に著しい支障がある小区間における応急措置として改築を行う場合の応急措置について規定しております。第40条です。自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の構造について規定しております。第41条、歩行者専用道路の構造について規定しております。第42条の委任であります。

以上、42条に渡る条例となっております。以上が、3月の定例議会へ提出を予定しております、斑鳩町町道の構造の技術的基準を定める条例について、概略ではありますがご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等お受けいたします。
飯高委員。

飯高委員 道路設計する場合において、道路構造令というのが基準になって、されているんですけども、今回技術基準ということで、こういう形での内容ですね、今までから計画されてた現状のもとで、今回こういう基準をもとについて、これからまた基準によって工事をされていくとは思いますが、今までの工事については、これは全部クリアされているとは思いますが、また、数値とかいろいろ出てきてますんで、それについて

は若干新たなものが出てきているのかどうか、今まで以前のものと同様な数値になっているのか、というのをちょっと確認しておきたいと思います。

建設課長 制定にあたっては、採用した基準は、道路構造令をそのまま引用しておりますので、独自の数字等そういうのは設けておりません。構造令の数値等をそのまま引用させていただいているという状況です。

委員長 他、ございませんか。 小野委員。

小野委員 今、ちょっとこういう数値見て、当然今、飯高委員がおっしゃるように、政令で決まっていたことだから、新設道路なり、道路改築ですか、についても、当然これらの数値で施工されていたと思うんですがね。車等で走っている時にね、どうも危険なような感じがするんですよ。だから、みんなこれに適合していたら、そんな車でもヒヤッとするようなこともないと思うんですがね。それらについてはどうなんですかね。やはりカーブなんかにも曲線とか、縦断勾配についてもね、あまり適合ってないんじゃないかなというような道路も、町内ではところどころ見受けられるのでね。それらについては、飯高委員はすべてクリアされているんだろうということですが、当然そうあるべきやねんけど、私としては大丈夫なんかなという心配があるんです。それは大丈夫なんですかね。

建設課長 町道ですねけど、基本的には、道路構造令、元々ありましたので、それを基準として考えておりますが、特殊な条件が、地域の条件等がありますんで、個別に対応していたということがありますんで、必ずしも構造令に合う形にはなっていないところが、斑鳩、町道の場合には多いと思います。今後それに向けて改修する場合は、この条例等をして、できるだけ構造基準に合うようにしていきたいと考えているところです。

小野委員 確かにそうだと思うんですよ。町道拡幅の時に、やはり地権者の理解

が得られないということで、車で走ってもヒヤッとするようなところがたくさんあります。だから、この条例を制定するにつけてね、やはり斑鳩町の法律ですから、これを制定していくんだと。新たに制定していくとか、前にはこういう基準はあったけど、新たに斑鳩町として制定していくということで、やはり、この第1条にも、道路を新設し、または改築する場合における道路の構造の技術的基準等を定めるものというふうに謳ってますので、これはいろいろ点検してもらって、再度それらを緩和できるような道路改築を進めてもらいたいと、そのように思います。もちろん予算的なこともあるし、地権者の協力も必要ですけどね。やはり、私はここに来る間にも短い距離なんですがね、やはりヒヤッとするようなところもたくさんあります。ぜひとも力を入れてやってもらいたいなど、そのように思います。どうですか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 ただいまご指摘いただいておりますように、現在、先ほど答弁させていただきましたように、適合していない部分もあろうかと思えます。今後、改築する時、あるいは改修するときには、極力この構造基準に適合するように進めてまいりたいというふうに考えております。先ほど申しましたように、基本はこれで全部適合させていく必要があるんですけども、なかなか道路に張り付いているお家の出入りとか等々いろんな問題もございますので、その場所場所によりまして、できるだけ安全に道路を利用していただけるように検討してまいりたいと考えております。

小野委員 先ほどの課長を責めるわけやないねんけどね、課長の答弁の中でね、結局、ただし書きのほうに、地権者に協力が得られないからということで、どうしてもそちらに走っていたような傾向がありますのでね。やはり、そのただし書きはあくまでも地形的なこと、それからいろんなことということになりますので、地権者にその道路をつけるについては、やはりこういう条例も定めてますので、これだけの協力はお願いしたいと、

そういう話はやはりしておくべきだと思います。道路がついたらそれだけでいいというものではないので、住民がその道路を使うんですから、安全に使えるような道路、それを新設なり、改築なりしていくべきだと思いますが、そういう姿勢でこれから臨んでもらいたいなど、くれぐれもお願いしておきます。以上です。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定について、理事者の説明を求めます。 清水観光産業課長。

観光産業課長 それでは、3月議会に提提出を予定いたしております(2)斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてご説明申しあげます。

お手元に資料3を配布しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。今回、提出を予定いたしております本議案は、斑鳩の里観光案内所の管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を今回お願いするものでございます。

指定する団体といたしましては、現在の指定管理者であります、一般社団法人斑鳩町観光協会を引き続き指定してまいりたいと考えております。

指定の期間につきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間とさせていただきたいと考えております。

なお、この斑鳩の里観光案内所の指定管理者の選定にあたりましては、資料3-2ですが、斑鳩の里観光案内所施設運営方針にありますように、現在、指定管理者であります、一般社団法人斑鳩町観光協会を、公募せずに単独で指定しまして、斑鳩の里観光案内所設置条例第4条の4の規定に基づき、資料3-3でございますが、斑鳩の里観光案内所指定管理

者指定申請書の提出を受けて、2月8日に開催いたしました斑鳩町指定管理者選定等審査委員会におきまして、一般社団法人斑鳩町観光協会を指定管理者の候補者として選定することとなりました。

このことから、3月議会に議案を提出させていただきたいと考えているところでございます。

それでは、資料3-2、斑鳩の里観光案内所施設運営方針をご覧くださいと思います。まず1番目の項目といたしまして、公の施設の管理に関する現況についてでございますが、斑鳩の里観光案内所の設置目的、一般社団法人斑鳩町観光協会が管理運営を行ってきた経緯等を記載しているところでございます。

次に、2番目につきましては、指定管理者制度の適用及び選定手続きについてでございます。法隆寺iセンターの運営につきましては、平成18年度から現在まで指定管理者制度を導入して運営を行い、利用者に対するサービスの向上等を図ってまいりました。その実績を踏まえ、引き続き、法隆寺iセンターの管理運営については、指定管理者制度を導入することといたしました。

また、法隆寺iセンターの指定管理者の選定についても、過去7年間の指定管理者としての実績に基づきまして、公募せず、一般社団法人斑鳩町観光協会を単独指定する手続きを取ることとし、選定期間につきましても前回と同様に、3年間としているところでございます。その理由につきましては、そこに3点記載しているとおりでございます。

次に、資料3-3をご覧くださいと思います。資料3-3、斑鳩の里観光案内所指定管理者指定申請書でございます。

この資料には、まず事業計画書が2ページから9ページに記載しております。そして管理運営費提案書10ページ、7,243万4千円ということになっております。そして収支計算書11～13ページ、そして団体の概要書が14・15ページに添付されております。

次に資料3-4、斑鳩の里観光案内所指定管理者の候補者に係る審査の結果についてをご覧くださいと思います。これは、2月8日に開催いたしました斑鳩町指定管理者選定等審査委員会の審査の結果を取り

まとめたものでございます。

審査の結果でございますが、一般社団法人斑鳩町観光協会を斑鳩の里観光案内所の指定管理者の候補者として選定しております。まず、指定期間でございますが、安定した施設管理の観点から、前回と同様に3年間とし、平成25年4月1日から平成28年3月31日の間とさせていただきたいと考えております。

次に、選定理由といたしましては、平成18年度から7年間の指定管理者としての実績などを総合的に評価した結果、施設の詳細及び業務内容を熟知しており、本施設の重要性や設置目的についてよく理解していると同時に、施設内容及び斑鳩町を中心とした案内業務に熟知しております。また、観光ボランティア団体の育成・支援など、観光振興を図る自主事業を展開しており、それらの事業と施設管理を合わせた一体的で効果的な運営が期待できるということであります。

最後に資料3-5でございます。斑鳩の里観光案内所指定管理料等の推移でございます。平成21年度から平成23年度につきましては決算額を記載しております。そして、平成24年度から平成27年度につきましては予算額となっております。

まず、収入の欄の指定管理料収入ですが、町からの指定管理にかかる委託料であります。平成24年度の予算額と比較いたしますと、平成25年度から平成27年度まで、毎年金額が増加してはいますが、これは、支出の欄の人件費、光熱水費、及び下から2行目の消費税が増加しているためであります。人件費につきましては、正職員の給与の定期昇給による増でありまして、光熱水費につきましては、平成25年度からの電気代約20%の値上げ及び消費税率の段階的引上げ、平成26年4月から8%、平成27年10月から10%による電気代、水道代の値上げが要因となっております。消費税につきましては、ただいま申しあげましたように増税によるものでございます。

収入の欄に戻りまして、2行目のその他収入でございますが、これは多目的ホールの利用料金であります。なお、平成24年度につきましては、観光協会の自己資金からの繰入金128万6千円が含まれておりま

す。

収支といたしましては、平成21年度から平成23年度の実績では、それぞれ収入が支出を上回っており、管理経費の縮減に努められているところでございます。

以上、斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等お受けいたします。
小野委員。

小野委員 このような指定管理者の指定ということで、手続きを踏んでいただくのは結構なんですけどね。指定管理者を指定する時に、他にどういう方法があるんですかね。例えば入札とかそういう形をとることも可能だと思うんですが、その点についてはどうなんですかね。

観光産業課長 この指定管理者の流れいいですか、これは斑鳩町の指定管理者制度運用に関する要綱に基づいてやっております。その中で、指定管理者制度運用方針というのがございます。その中でまず担当課が今回指定するかどうか、そして公募か、単独指定かということを審査会で諮っていただいて、その結果単独指定と、今回、そういうふうな流れとなっております。

小野委員 今、これ斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてという、これはこれでいいんです。最初にこういう形をとってこられたという経緯もありますのでね。だから、それで問題なく、いろいろこういう資料を出してもらって、副町長を委員長にした指定管理者選定等審査委員会ということで、審査してもらっていると、そのことも結構なんですけどね。今、指定管理者というのは財団とことあると思うんですがね。新たに指定管理のその趣旨に従ってね、していかなければいけないような団体というか、機構があればどうしていくのかなということも兼ねて聞かせてもらってますので。

委員長 池田副町長。

副町長 指定管理者を決める場合につきましては、単独指定の場合と、それと公募、指名競争入札の場合がございます。今、質問者がおっしゃいましたように、今回の場合につきましては、やはり過去の経緯もありまして、単独指定させていただいておりますけれども、例えば、新たな公共施設をやる場合ですけれども、どことは言いませんけれども、する場合につきましては、それを総合的に判断して、やはりこの件については公募にしたほうがよりメリットがあるとした場合には公募にさせていただきます。

その施設によってそういう公募でしておられる施設もあります。文化施設じゃなくて、いろんな施設、どことは申し上げませんがありますんで、その時には公募で、一般競争入札をやりたいと、そうやってこようかと思えます。

小野委員 私は、これを最初に指定した時に、いろいろ議論させてもらったということも覚えてますのでね。なぜ公募しないんだということもありましたのでね。すべてがこういう具合にして指定すればいいんだというようなね、この方法もできます。確かに何も公募して、全然今までと違うグループに節税のためというか、公募、入札という形でね、されることもありますし、住民サービスから言えば、それが果たして住民サービスになるかという議論もありますのでね。ただし、新たなところでやる時は、その点もあるということを頭においてもらって、早い目に指定する、ということは、副町長もその時分はどこに所属されていたのか知りませんが、議会へ早めに出してもらいたいなど。あの時はもう、時間的な余裕がまったくなくて、議論する暇がなかったというふうな、議員としてはそのような感覚でいましたので、いろんな注文もつけたと思いますねんけど、そういう議論も必要とは思いますが、あまりにもあの時はそういう議論をするのはいかんかったのかなと、今、反省してますのでね。早い目に、そういうときは出してもらって、公募でなくてこ

ういう具合にしますということ、前もって議会へ出してもらいたいなと、そのように思いますのでお願いしておきます。以上です。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、(3)斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、説明をしていただきます。 清水観光産業課長。

観光産業課長 続きまして、3月定例議会に提案予定いたしております、(3)斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてご説明申しあげます。

お手元に資料4を配布しておりますので、ご覧いただきたいと思ます。

今回、提出を予定いたしております本議案は、斑鳩町観光自動車駐車場の管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を、今回お願いするものでございます。

指定する団体といたしましては、先ほどの斑鳩の里観光案内所と同様に、現在の指定管理者であります一般社団法人斑鳩町観光協会を引き続き指定してまいりたいと考えております。

指定の期間につきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間とさせていただきたいと考えております。

なお、この斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の選定に当たりましては、斑鳩町観光自動車駐車場施設運営方針にありますように、現在、指定管理者であります一般社団法人斑鳩町観光協会を、公募せずに単独指定しまして、斑鳩町観光自動車駐車場条例第2条の4の規定に基づきまして、斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者指定申請書の提出を受けて、2月8日に開催いたしました斑鳩町指定管理者選定等審査委員会におき

まして、一般社団法人斑鳩町観光協会を指定管理者の候補者として選定することとなりました。このことから、3月議会に議案を提出させていただきたいと考えているところでございます。

それでは、資料4-2、斑鳩町観光自動車駐車場運営方針をご覧くださいと思います。まず1番目の項目といたしまして、公の施設の管理に関する現況についてでございますが、斑鳩町観光自動車駐車場の設置目的、一般社団法人斑鳩町観光協会が管理運営を行ってきた経緯等を記載しているところでございます。

次に、2番目につきましては、指定管理者制度の適用及び選定手続きについてでございます。駐車場の管理運営につきましては、平成18年度から現在まで指定管理者制度を導入して運営を行い、利用者に対するサービスの向上等を図ってまいりました。その実績を踏まえ、引き続き、駐車場の管理運営については、指定管理者制度を導入することといたしました。

また、駐車場の指定管理者の選定についても、過去7年間の指定管理者としての実績に基づきまして、公募せず、一般社団法人斑鳩町観光協会を単独で指定する手続きを取ることとし、選定期間についても前回と同様に3年間としているところでございます。その理由につきましては、そこに2点記載しているとおりでございます。

次に、資料4-3、斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者指定申請書をご覧くださいと思います。この資料には、事業計画書2~9ページ、管理運営費提案書が10ページ、収支計算書が11~13ページ、団体概要書が14・15ページに添付されております。

次に、資料4-4 斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者の候補者に係る審査の結果について（報告）をご覧くださいと思います。2月8日に開催いたしました斑鳩町指定管理者選定等審査委員会の審査の結果を取りまとめたものでございます。審査の結果としましては、一般社団法人斑鳩町観光協会を斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の候補者として選定しております。まず、指定期間でございますが、斑鳩の里観光案内所と同じく、前回と同様に3年間とし、平成25年4月1日から平

成28年3月31日の間とさせていただきたいと考えております。

次に、選定理由といたしましては、平成18年度から7年間の指定管理者としての実績などを総合的に評価した結果、本施設の重要性や設置目的をよく理解しており、業務内容に熟知しており、斑鳩の里観光案内所とも調整を取り、観光案内や交通案内のサービスなど、親切で効率的な運営に努力し、管理運営をされてきたところです。

次に、資料4-5、斑鳩町観光自動車駐車場指定管理料等の推移でございます。平成21年度から平成23年度につきましては決算額を記載しております。そして、平成24年度から平成27年度につきましては予算額となっております。

まず、収入の欄の指定管理料収入ですが、町からの指定管理にかかる委託料であります。平成24年度の予算額と比較いたしますと、平成25年度から平成27年度まで毎年金額が増加していております。これは、支出の欄の消費税が増加しているためであります。

収入の欄に戻りまして、その他収入でございますが、平成24年度の52万8千円につきましては、観光協会の自己資金からの繰入金でございます。

収支といたしましては、平成21年度から平成23年度の実績では、それぞれ収入が支出を上回っており、管理経費の縮減に努められているところでございます。

以上で、斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてのご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。
ございませんか。 嶋田議長。

議長 これ収入がないって、観光駐車場の駐車料金は観光協会には入ってないんですか。

観光産業 駐車料金は町に入ってきています。だから自動車駐車場には、指定管

課長 理者収入だけでございます。

議長 あのね、普通考えたら、自分らの収入増やすためには、一生懸命サービスして駐車台数増やすとか、そういう努力をするわけですけども、これ何のための指定管理者に指定しているんですかね、僕、そこらへんが疑問なんですわ。別に答弁よろしいよ。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 以上、3月定例議会に付議が予定されている議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

それでは、10時30分まで休憩いたしたいと思います。

(10時14分 休憩)

(10時30分 再開)

委員長 再開します。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 「奈良県事務処理の特例に関する条例」による移譲事務について、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは、各課報告事項の(1)「奈良県事務処理の特例に関する条例」による移譲事務につきまして、建設水道常任委員会が所管されます移譲事務の内容について、ご説明をさせていただきたいと思います。

誠に恐れ入りますけれども、資料5のほうをご覧くださいませでしょうか。

このたびの移譲事務は、住民の身近な行政、できる限り身近な地方公共団体において処理するという基礎自治体優先の原則を尊重し、奈良県

と市町村の適切な役割分担のもと権限移譲をされるものであります。

奈良県におかれましては、昨年12月の定例県議会において、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を上程され、平成24年12月14日に成立し、12月28日に公布されました。

これを受けまして、資料5にとりまとめております事務が平成25年4月1日から本町に移譲されることとなります。

このうち、都市整備課が担当する移譲事務につきまして、資料の②から⑤の4項目でございますので、その事務の内容について、簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、②の都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内における建築の許可等に関する事務についてであります。この事務は、いわゆる、都市計画法第53条第1項の規定による建築等の許可等に関する事務でありまして、都市計画道路など都市計画決定がなされている都市施設等の計画区域内におきまして、建築物等の建築を行う場合は、都市計画法第53条第1項の規定による許可が必要となりますので、その許可等に関する事務を行っていくこととなります。

次に、③は公有地の拡大の推進に関する事務についてであります。この事務は公有地の拡大の推進に関する法律、通称、公拡法と呼んでおりますが、県や市町村等地方公共団体が公共事業を円滑に進めていくためには、事業に必要な土地を前もって取得し、安定的に確保していく必要がありますことから、土地の先買い制度が法に定められております。

この土地の先買い制度には、都市計画施設の区域内における土地等を譲渡しようとする場合に届出を義務付ける、有償譲渡の届出と、土地所有者が地方公共団体に買取りを希望する旨を申し出ることができる、買取希望の申出という2つの制度がございまして、これらの制度に基づく届出等の受理等を行ってまいります。

次に④は特定路外駐車場設置の届出に関する事務についてであります。この事務は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、これは通称バリアフリー法と呼んでおりますけれども、これに基づきまして、特定路外駐車場と呼ばれる一定規模・要件を満たした駐車場

を設置しようとするときは、車いす使用者の施設が設けられているかなど、路外駐車場円滑化基準を満たした構造とする必要がございます、路外駐車場の設置の届出の受理等に関する事務を行っていくこととなります。

最後に、⑤でございますけれども、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく建築物その他の工作物の新築等の許可等に関する事務についてでございますが、この事務では、この法律、通称・古都保存法と呼んでおりますけれども、この法律に基づきまして、古都の景観を守るために保存を図る必要がある区域として、本町におきましては、法隆寺及びその周辺、そして矢田丘陵の一部が歴史的風土保存区域又は歴史的風土特別保存地区に指定されております。指定されました区域及び地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築の他、宅地の造成、木竹の伐採などの行為に対する許可等にかかる事務を行ってまいります。

以上で、奈良県事務処理の特例に関する条例による都市整備課が担当する移譲事務についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。

中川委員。

中川委員 県が事務作業してたこんだけの作業、各町村に移譲する、おりてくるわけなんです、町がこの作業をするにあたって、県のほうから補助金ちゅうか、交付金っていうのか、そんなんはあるのかな。

委員長 西本総務部長。

総務部長 奈良県の権限移譲につきましては、移譲に伴う県の支援がございます。財政的支援につきましては、奈良県の市町村事務処理交付金交付要綱等に基づきまして、移譲された事務等につきましては、所要の財政支援、人件費や事務費等につきましてはの支援があるというふうに聞いておりま

す。また、それ以外にも、この権限移譲につきましては、人的支援や、あと適正な事務処理の確保につきましてはの支援、県のほうからの支援、例えば技術的な支援等も受けられるというふうに聞いているところでございます。以上です。

中川委員 具体的にこの建築許可かな、これは今いておられる職員さんで、その判断できる職員さんというのはおられるのでしょうか。

都市整備課長 この都市計画法第53条の関係につきましては、これまで市町村を経由して、一定の審査をして、県のほうに副申をしていったというところがございまして、一定、その制度の内容については、現在おる職員の中で対応はしていけるというふうに思っておりますけれども、実際、許可事務が移譲されるということもございますので、県とも、そういったところにつきましては、十分相談をする部分が出てくるだろうとは思っております。

中川委員 知事の権限に属する事務を市町村に移譲するわけやから、もう県に相談せんと、町の判断で許可できるということでっしゃろ。

委員長 池田副町長。

副町長 今お尋ねの②の都市計画法第53条でございます。今現在でも受付は町のほうで行っております、53条というのは、あくまでも、都市計画施設の、道路のある場合、例えば、軽量鉄骨にしないよとか、何階建てにしないよとか、そういうもんでございますので、基本的には構造と階数でございますので、それについてはもう資格もいらないということで、今現在もやっておりますので、それを踏襲しながらやっていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長 他ございませんか。 小野委員。

小野委員　この一番上の新たに生じた土地の確認の届出の受理及び告示に関する事務ということで、内容は書いていただいているんやけど。どういう土地が新たに生じてくるのかなど。

委員長　小野委員。①番は所管外です。都市整備課だけ、②番から⑤番までの、すみません。他ございませんか。　飯高委員。

飯高委員　こういった形で奈良県からこちらに移譲するというので、中身の内容については、当然、これを受けてしなければいけない。先ほど、部長のほうから事務的支援、また人的支援ということで、確かにやっぱりこれを受けるに対しては、ある一定の専門的な分野もございまして、その人的支援というのは、やっぱり専門的な人を常駐するいうか、そういうことは。どういう形での人的支援ということになるんでしょうか。

副町長　先ほど、総務部長答えました。県はこういうことを言っておりますけれども、人的支援というのは、相談があればお受けしますよということで、例えば、これに限らずね、国の法律に基づいて、今12月議会でもいろいろ条例案出ささせていただきましたし、今回でも出していきます。例えば、健康対策課、未熟児の訪問指導も町で行いますし、あくまでも人的支援というのは、相談があれば、相談をさせていただきますよと、知らんよとは言いませんよと、そういう具合に理解をしていただきたいと思います。常駐なんかできるほど県も職員もおられません。各市町村全部、権限移譲を受けますよ。あくまでも、相談は受けますよということで、ご理解をいただきたいと思います。で、さっき財政支援も言いましたけれども、そんな多くの財政支援もございません。今現在でも、例えば県から来ている分は風致の受付もやっております。いろんな20以上の分を受付事務をやっております。それでも全部合わせても100万円程度でございますので、財政支援もそんな期待するほどもないということでご理解をいただきたいと思います。

飯高委員 確かに、今回こういう移譲によって仕事量が増えるわけでございますから、ちゃんとした、町としては対応していかなければならないということで、先ほども中川委員から、恐らくそういった不安めいた形での質問やったと思いますので、ちゃんと処理していただきますように、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 他ございませんか。 木田委員。

木田委員 ④番の特定路外駐車場というのは、どういう駐車場のことなんですか。それで、今現在、そういうような駐車場、該当するような駐車場が斑鳩町にあるんですかな。

都市整備課長 特定路外駐車場とはどういう駐車場かというご質問と、今現在、そういう駐車場があるのかというところでございますけれども、特定路外駐車場と言いますのは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法と呼んでおりますけれども、この法律の第2条第11号において、駐車場法2条2項に規定する路外駐車場、この路外駐車場と言いますのは、道路のところに設置しているパーキング駐車場ありますね、そういったようなものですけれども、それ以外の道路面の外に設置される自動車駐車場のための施設であって、一般の供用されるものであるというふうに規定されております。その路外駐車場にあって、自動車の駐車のために供する部分のスペース、面積が500平米以上のもの、かつ、その利用について料金を徴収するというふうに規定されております。で、これに、特定路外駐車場ということでございますけれども、路外駐車場というこの規模的なものにつきましては、今の観光駐車場の規模とかについては該当していくのかなというふうに考えております。

木田委員 町営の駐車場がそれに該当するということなんですけれども。そうしたら、高齢者、障がい者等が円滑に移動できるようにということなんです

けれども、町営の駐車場には、その障がい者とか、高齢者の優先駐車場というのは、トイレの南側のあそこになりますのかな。どういうふうになってるのですかな。

都市整備課長 町営駐車場のほうには、ちょうど、iセンターの北側のところに1か所設けられておりまして、この路外駐車場のなかで1以上を設置しなければならぬということで、その基準については満たしておっております。

木田委員 2か所。

都市整備課長 1か所です。

委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について、理事者の報告を求めます。藤川都市建設部長。

都市建設部長 それでは、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)につきまして、一括して説明を申しあげたいと思います。

お手元の資料6をご覧くださいと思います。

まず表面の歳入でございます。

第14款 国庫補助金といたしまして、国の第1号補正予算の活用等を図りまして、前倒しして実施する事業等に関する増額補正でございます。まず、総務費国庫補助金でございます。社会資本整備総合交付金で法隆寺周辺地区都市再生整備計画事業として、国道25号・旧フレンドリー前交差点から西へのびます町道215号線の歩道設置工事および中宮寺交差点におけます町道204号線ポケットパーク整備事業につつま

して、7,40万円の増額をお願いするものであります。これが、総務費のほうで受けておりますのは、社会資本整備総合交付金の中で法隆寺地区周辺都市再生計画といたしまして、総務課で実施しております地域交流館と一体的に事業をすすめている都合上総務費で受けるということになっております。

また、土木費国庫補助金では社会資本整備総合交付金で道路維持のための路面性状調査、道路防災点検、また舗装補修の実施に関するものとして、704万円の増額補正をお願いしております。

また、商工費国庫補助金では社会資本整備総合交付金事業で公共施設の耐震化を促進するため、観光会館の耐震診断を実施するもので16万円の増額補正をお願いしております。

次に第15款県支出金でございますが、農林水産業費県補助金では、震災対策農業水利施設整備事業費補助金といたしまして、町内のため池の耐震性に関して緊急一斉点検を実施するもので192万円の増額補正をお願いしております。

次に第17款寄付金では、都市計画寄付金として自然景観の保全と活用にまた、風景・景観の形成に3万円、また商工費寄付金として商業振興にと1万円のご寄付をいただいております。

次に第21款町債では、総務債、まちづくり事業債で、先ほど申しました、国道25号、旧フレンドリー前交差点から西へ延びます町道215号線歩道設置事業および中宮寺交差点におけます町道204号線ポケットパーク整備事業のための財源措置といたしまして1,110万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、裏面をご覧いただきたいと思います。

まず、第5款でございますが、農林水産業費、土地改良事業費では、震災対策農業水利施設の整備で、緊急減災対策を目的とした、ため池の緊急一斉点検業務の実施で192万円の増額補正をお願いしております。

次に第6款商工費では、観光会館費で、観光会館の耐震診断を実施することといたしまして、耐震診断業務について委託料で200万円の増額補正をお願いするものであります。

次に第7款土木費でございます。道路維持費では、道路環境の整備事業として、既存町道の舗装性状調査や一部の構造物の安全性に関する調査などの道路防災点検や舗装補修に必要な1,280万円の増額をお願いしております。

また、道路新設改良費では、25号、旧フレンドリー前交差点から西への町道215号線の歩道設置事業と、中宮寺前交差点におけます町道204号線ポケットパークの整備事業につきまして、1,850万円の増額をお願いするものであります。

次に2つ下の表であります。繰越明許費の追加でございますけれども、国の第1号補正の活用を図るため前倒しして実施するなどのために年度内に執行することが難しい事業でございますことから、第5款農林水産業費では、ため池の緊急一斉点検の192万円、また、第6款商工費の観光会館の耐震診断業務の200万円、第7款土木費のうち道路橋りょう費で道路環境整備事業の1,280万円は次年度に繰り越して執行させていただくこととなります。

また、土木費のうち、都市計画費では、JR法隆寺駅周辺整備事業で用地取得が年度内に完了しないことから、次年度に繰越して執行させていただくことといたしまして、941万4千円の繰越をお願いするものであります。

次にその下の繰越明許費の変更でございます。これは、道路橋りょう費、道路新設改良費では、都市再生整備計画事業を前倒して執行することになりましたことから、年度内の執行が難しく、次年度において執行することといたしまして、1,850万円を追加し、5,350万円とさせていただくものでございます。

最後に、最下段の表でございますが、地方債では、社会資本整備総合交付金事業といたしまして、まちづくり事業債で1,110万円の増額をお願いするものであります。

以上が平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についての説明でございます。よろしく申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。
小野委員。

小野委員 歳出のほうで、道路新設改良費として、中宮寺前のポケットパークと歩道、歩道というのは国道25号の歩道だと思うんですがね。それで、1,850万という補正予算出しておられますが。単純に考えて、国道の歩道だから、今までかかっている費用とかなんとか、それらについては、補填があるのかなと思うんですが、それらについてはどういう話が出てきておるんですか。

委員長 川端建設課長。

建設課長 先ほど部長が申しあげた歩道ですねんけど、一応、中宮寺交差点のポケットパークを整備しますんで、その中で、整備のなかで、奥のほうにバス停があるので、その通路的なもの、そこの整備、歩道というような整備では行いません。歩道の整備は、今もうひとつ、旧フレンドリーから西側に向いている町道の整備のなかで、歩道整備を行うという形で今しております。

小野委員 そうしたら、ポケットパークの整備で、見た目に25号の歩道、バス停に行くのに、いろいろ今までから懸案のことが可能になったということで事業を進めておられますけれども、あそこのポケットパークの中で歩道を整備、25号線の歩道を整備するんだと。どう考えてもちょっとやっぱりね、国のほうから何ぼか補助があってもしかるべきじゃないかなと。同じような形態で歩道ができてくるんだと思うんですが、ポケットパークの整備という形でね。それらはもう全部、やっぱり斑鳩町の経費で全部賄わないかんなんものなのかという疑問があるんですが、その点はどうなんですか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設
部長

ただ今ご指摘いただいておりますように、当該部分につきましては、中宮寺交差点ということで、国道25号線側にも歩道のような形態を作っていくものでございます。ご指摘いただいておりますように、国道の歩道の意味合い等もあるということで、国のほうの負担を求めていくべきではないかということでございます。この事業につきまして、着手をするときに、国との協議もいたしております。現在のところ、国の事業としてはまだできないということでございます。今後も、国とはまた話はまたさせていただきたいと思っておりますけれども、当面、この事業を実施するにあたりましての国の負担というのは、今できないということで。失礼、国といいますのは、社会資本整備総合交付金ということの支援はいただきながら、事業の整備はしていくということで、国道事務所からの直轄事業からの補助はない、こういうことで、答弁とさせていただきたいと思っております。

小野委員

そうでなかったらおかしいなと思っておりますね。以前に、何年か前にも、どうしてもあそこに歩道が設置できないという困難なことがあって、今のポケットパークの北側の土地に協力を求めて、あそこへ歩道つけようと、バス停までのね、そういう計画もされた経緯があるんですよ。だけど、晴れて、ああいう形でポケットパークにするということで、今事業を進めておられるんですから、やはりそれ相当の、国からの補助があってもしかるべきだと思いますので、あくまでも、いや国は全然みてないんやと、斑鳩町のことでするんだったらまた話は別ですけどね。やはりそうして住民のためになることをあえてやってるということで、私は評価しているんやけど、全部が町が負担せんあかんねやったら、ちょっと国何言うてんねやろうなど。やはりそれこそ政調会長に文句を言わんなあかと、そのように思っておりますので、またその点はっきりとした形であるんだということで理解させてもらいたいと思っております。

委員長

他ございませんか。 小城町長。

町 長 今、小野委員おっしゃったように、12月16日以後、政権が代わり
ましたから、今、自民党の政調会長が、奈良県の第2区の高市代議士が
政調会長ですから、そういう点についてもおそらく直接やっぱりそうい
うことを申したら、ある程度、そういういろんな観点から、そういう財
政等、自民党本部として握っておりますから、やっぱりそういう点につ
いてもこれからそういう相談をして、できるだけうまくいけば当然のこ
とですけれども、努力してやっていきたいと思っております。

委員長 ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは次に、(3)平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補
正予算(第2号)について、理事者の報告を求めます。

上田下水道課長。

下水道課 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)(案)
長 についてご説明させていただきます。

お手元の資料7をご覧くださいませうでしょうか。

まず、今回の補正では、既定の歳入歳出予算の総額から1,916万
4千円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ13億5,849
万6千円とするものでございます。主な内容につきましてご説明させて
いただきます。

まず、歳入でございます。公共下水道への加入件数につきまして当初
180件を見込んでおりましたが、昨年12月末には、210件の接
続申請をいただきましたことから、第1款分担金及び負担金、下水道費
負担金で300万円の増額補正。次に、第3款国庫支出金では、社会資
本整備総合交付金の内示変更に伴い976万2千円の減額補正。次に、
第4款繰入金では、326万5千円の減額補正。次に、第6款雑入では、

消費税還付金の額が確定しましたことから106万3千円の増額補正。
次に、第7款町債では、公共下水道事業債で交付金の内示変更に伴い980万円の減額補正、流域下水道事業債では、県流域下水道工事の執行に伴い40万円の減額補正、あわせまして1,020万円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出でございます。第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費におきまして、社会資本整備総合交付金の内示変更によりまして1,952万4千円減額し、9億981万2千円に減額補正。

次に、第2款流域下水道費では、県事業におきまして、当該年度の建設工事が執行に伴い減額となること、及び補正予算に取り組むことに伴う増額の変更から、それらをあわせまして36万円増額し784万1千円に増額補正をお願いするものであります。

続きまして、繰越明許費でございます。第2款流域下水道事業費におきまして、先ほどもご説明いたしましたとおり、県の流域下水道事業で流域下水道センター内の設備機器更新工事を、補正予算により行なわれるとともに平成25年度へ繰越されることから、その財源となる市町村建設負担金113万5千円を、平成25年度に繰越明許をお願いするものでございます。

次に、地方債補正でございます。下段の表をお願いします。

地方債補正では、町債の補正に伴い限度額を補正するものでございます。起債の目的、1、公共下水道事業では、4億5,100万円から980万円を減額し、4億4,120万円に限度額の補正。2、流域下水道事業では、730万円から40万円を減額し、690万円に限度額の補正をお願いするものでございます。

以上、3月議会定例会に上程を予定いたしております、平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）案の説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。

(な し)

委員長

それでは次に、(4) 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)と、次の(5) 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)、この2つの報告事項につきましては、関連するものですので、一括して説明をお願いします。

それでは、理事者の報告を求めます。 川端建設課長。

建設課長

それでは、各課報告事項の(4)及び(5)につきまして一括でご説明申しあげます。

まず、(4)の議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)でございます。前年8月の委員会において報告いたしました、斑鳩町興留8丁目地内の町道425-3号線において、歩行中の方がつまずき左足骨折という事故がありました。その方の治療が終わり完治されたことから、示談交渉を行い、昨年12月21日に成立し損害賠償額が決定いたしましたので、ご報告させていただくものであります。ご理解賜りますようお願い申しあげます。

資料8をご覧いただきたいと思います。

まず、専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書朗読)

建設課長

この事故の内容でございますが、平成24年8月2日、午前8時30分頃、興留8丁目地内の町道425-3号線におきまして、道路の一部に陥没があり、その陥没箇所につまずき左足骨折という被害を与えたものであります。

今回、この事故によります井山様の治療代金等といたしましては、30万7,240円となりますが、町過失割合が70%で21万5,068円の賠償を行うことで、12月21日に示談が成立いたしましたので、

同日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

続きまして、(5) 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)でございます。

資料9をご覧いただきたいと思えます。

まず、専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書朗読)

建設課長 この補正予算につきましては、先ほど説明させていただきました損害賠償の額の決定に伴いまして、既定の予算額に歳入歳出それぞれ21万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ88億9,275万4千円とするものでございます。

内容につきましては、資料の予算に関する説明書に基づきまして説明させていただきます。補正予算書の5ページをご覧いただきますでしょうか。歳入でございますが、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、第6節雑入に総合賠償補償保険金といたしまして、21万6千円を増額補正するものでございます。

続きまして、6ページの歳出では、第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、第22節補償補填及び賠償金に21万6千円を増額補正するものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきますでしょうか。

(予算書朗読)

建設課長 以上で説明を終わりますが、なお(4)及び(5)の2議案につきましては、3月の定例議会でご報告させていただく予定をしておりますので、よろしくご了承いただきますようお願い申し上げます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等お受けいたします。

中川委員。

中川委員 説明ちょっと聞き逃したかわからへんけど、町道はどれくらい陥没してたん。

建設課長 ちょうど真ん中あたりに、陥没が、そういう陥没ですねけど、できました。その中に足をつまずいて怪我をしたということです。

中川委員 前も一遍言うてんけど、アルミホイール、車の、が破損したから、それを町に弁償せえいうような形で、それも損害保険かな、おろしてもらったときも言うてんけど。車なんか乗ってたら、前方不注意という、やっぱり運転手の過失もあるし、何でも道路で起こったことは、町がみるいうのもどうかなというような話、私してたように思うねけどね。車の轍いうのかな、ちょっとタイヤのよく通るところはちょっとへっこんだりするしね。そういうところでもつまずいて怪我したら、やっぱり、これみな、この今の専決処分からいくと、そういう町道にへこみがあってつまずいてこけて怪我したら、みんな町へ言うたらいいということでんねんな、これ。

建設課長 その道路の損傷の具合にもよると思いますけれども、今回の場合はかなり10cm以上の陥没がありましたんで、足がそのまま入ってしまうという、直径も30cmぐらいの陥没、ちょうど、ほんまに水が、土が抜けて落ちてるという状態でしたので、そういう破損状態でしたので、その対応に応じたという形になります。

委員長 他ございませんか。 小野委員。

小野委員 ちょっと変なこと聞くねんけどね。専決処分書の日付があとで手書きしてあるねん。で、21日。で、専決処分書はきちっと打ってあるやねけどね、何か理由あるんですかね。

建設課長 申し訳ございません。資料として出したので、ちょっと手書きになってしまいました。専決処分書はきちんと印刷されているものになっています。申し訳ございません。

小野委員 そうしたらやねんけど、課長の説明では21日に示談が成立したのということで、専決処分したということで、それはそれで、そのまま聞いておくということになるんやけどね。今、中川委員も言うたように、このときにあと2件、北庄とそれから並松でしたかね、こういうことで損害賠償の交渉を進めているということで、そのときも、いろんな委員さんからもね、今、中川委員がおっしゃったように、やっぱり車だから、車の運転の未熟とか、もうちょっと注意すれば、そういう側溝に落ちるとか、それから、あのときはグレーチングを踏みつけて、燃料タンクとかいうような案件、そういう状況説明してもらってたんですがね。それらのことも含めて、これは専決処分、まあ偶然ですよ、20日に12月議会終わっています。専決処分という形をできるだけとらずに、やはり補償ですから、そら示談が固まったらすぐに専決処分して支払いしてもらったら、それでよろしいですけどね。だけど、私はただ単に20日に議会終わってるわ、21日かというような、ものすご、変な疑問を持っているんでね。で、書類を見れば、これは専決処分書の資料か、資料やんな、資料はもうそうしたら最初から作ってあったということで、日付を入れずに作ってあったということで解釈したらいいのかと思っておるんやけど。何かここに意味があるのかなと思ってるねけれども、そういうこと滅多にないね。はっきり言うといってもらったら。

建設課長 これに関して、何も特別に意味ないです。日にちも確実にその日になって、交渉が成立してしまったという形になりますので。

小野委員 先ほどからも言っているように、専決処分というのは議会を開く暇がないときにやってもいいと。またそれ、この事件については、以前から議会に報告してもらっていますのでね。その示談が固まり次第、そら専

決処分もやむを得ないということで、私は理解しているんです。だから、こういう形で今3月議会で専決処分しましたという報告、これはこれでいいと思いますねんけどね。そうしたら、先ほど申しあげた、この際ですから、今の示談の方向、並松と北庄、それはどういう具合に保険屋さん言うたら失礼なんかな、保険とどういう具合に進み具合、今しているんですか。

建設課長　あと、8月に報告した2件の事故でございますが、同日、8月2日に龍田北4丁目で発生した事故でございますが、示談をまだ現在進めておりますが、まだ成立していないという状況です。また、もう一個、並松商店街のほうであった事故でございますが、相手方、連絡とるということでしてんけど、これ検討された結果かどうかわかりませんねんけど、損害賠償は、まだ請求とかそういう話は会社からしてきていないという状況です。

小野委員　あれ8月でしたんかね。それで、こういう事故、損害賠償の対象になるような事故が起きていますということで、示談を進めていますということですね。あれは、事故が起きて、町のほうへ損害賠償の請求というんかね、そういうことを起こされたから、ああいう報告しているんですよ。だから、保険屋さんにみんな相談していると思うんやけど、そうじゃないんですか。

建設課長　8月のほうでは、こういう事故があったという報告を先させてもらいました。これが、そのときに補償云々の話はまだないで、こういう町道上でこういう事故があったと、これは状況を見れば補償の対象になるかどうかというのは保険会社とも相談して、また弁護士さんにも相談してやっているという何で、まだその時点ではそういう補償とか、話はなかったです。

小野委員　そのときに、中川委員も言うてたけど、車の未熟さ、運転の未熟さと

いうたら失礼やけどね、そういうこととか、注意が、グレーチングを踏みつけてというようなね、そらその運転者の、ライセンスをもった運転者の不注意も大分加味されるだろうというような意見も、議会からも話させてもらったしね。そういうこともしっかり含めて、もっと、ホイールを、ということは富雄川の堤防上ですよ、ホイール、割と高級なホイールやったんか、4本とも替えないかんというてね、割りと額もはったしね。それとか、ここの駐車場へ入るとこ、こちらから出て行く車がいって、小回りしてたので、そうしたら勾配で腹を打ったいうたらおかしいけど、シャーシが傷ついたから損害賠償した経過もあるんですよ。だから、できるだけ、車については、ある程度の何でもかんでも損害賠償したらいけんねんという風潮だけは、もうこの際、きちっと話しするんだという姿勢でお願いしたいなと。その時に答弁もらった担当者にとってみたら、保険がおりるねからいいやろうというような、そんな感じも私は聞かせてもらったこともあるしね。情けなかったというのありますので。今の人と違いますけど、もう辞めておられる方ばかりですけども。そういうような認識で、そういう事故に対しては対応してもらいたい。町道管理ということについても、その時点から、いろいろパトロールもしてもらっているということも聞きますけれども、やっぱり頻繁に起きてくるということは、そらパトロールも無理な話ですしね、そんなことはね。だから、十分気をつけて損害賠償の対応をしてもらいたいなと、そのようにお願いしておきます。

委員長

小城町長。

町長

今、中川委員も、小野委員もおっしゃったように、8月2日の事故等については、私は何も、並松の事故についても、町がそういう事故を起こしたからというて、何も町が、相手方の関係等については、相手方がおっしゃってこられたというような話ですけども、やっぱりそこらを何でもかんでも町が悪いというような感じを持たれるということは、やっぱりこれから考えていかなかつたら。相手というものが、やっぱり必

ず事故を起こした関係、あるいは、そういうこととの関係を十分咀嚼せんとこれからはいけませんから。私は、担当にも言うんですけども、とにかく事故起こりましてんと、町道ですけども、町が悪いような感じをもつというよりも、やっぱりそういうことについては、今の並松の関係も相手方も連絡がないということは、やっぱり自分とこの過失も恐らく認めていると、私は思っておりますし、やっぱりそういうことをしていかなかったら、もう今、マスコミ見ても、何か起こったら、もう行政がそういう責任を負うということになっていきますから。そしてまた結果でたら、それでお金が払えるということですから。やっぱりそのへんのことも十分考えて、これだけ皆さん方からご指摘を受ける中で、十分判断をして、やっていきたいと思っています。

委員長 他ございませんか。

(な し)

委員長 次に、(6)斑鳩町イノシシ等被害防止対策補助金交付要綱について、理事者の報告を求めます。 清水観光産業課長。

観光産業課長 それでは、各課報告事項、(6)斑鳩町イノシシ等被害防止対策事業補助金交付要綱(案)につきましてご説明を申し上げます。

資料10をお願いいたします。

末尾につけております要旨で説明をさせていただきます。目的といたしまして、イノシシ等による農産物への被害を防止するため、農業者又は所在する農業団体、2戸以上の農業者で組織する任意の団体を含む、が実施するイノシシ等被害防止対策事業に対し、その費用の一部を斑鳩町イノシシ等被害防止対策事業補助金として交付することに関して必要な事項を定めることを目的として、制定するものでございます。

主な制定内容でございますが、まず、第2条で補助対象者を定めております。

補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとしたします。ひとつめとして、本町の区域内に住所を有する農業者等。そして、町内において、イノシシ等による被害を受け、若しくは被害を受けるおそれのあること。イノシシ等とはイノシシ・しか・さる・アライグマ等の農作物に被害を与える恐れのある獣を意味します。

次に第3条では補助対象事業を定めております。農産物をイノシシ等による被害から防止するため、農地及び竹林に電気柵、その他の防護柵等を設置する事業であります。その他の防護柵等とは、ネットフェンスとか、トタン柵・ワイヤーメッシュ柵等、農作物被害防止対策に有効である物としたします。

次に第4条では、補助対象経費、補助率等を定めております。補助の対象となる経費は、補助対象事業に係る電気柵その他の防護柵等の資材費及び設置費としたします。補助率及び限度額は、補助対象事業に係る電気柵その他の防護柵等の資材費等の2分の1以内とし、限度額は10万円とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとしたします。

次に第5条では申請内容の条件を定めております。補助金の申請は、同一年度内に1回を限度としたします。補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付決定を受けた年の翌年度から起算して5年を経過しなければ、当該農地及び竹林を補助対象事業に係るものとして、補助金の交付申請をすることはできないとしたしております。

次に、第6条から第13条関係では、補助金の交付、請求、返還等の手続き関係について規定いたしております。

最後に、本要綱の施行期日は、平成25年4月1日からとしたしております。

以上で、斑鳩町イノシシ等被害防止対策事業補助金交付要綱(案)についての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑等お受けいたします。

中川委員。

中川委員　これ、農地と竹林と明確に明記されているから、例えば、ゴルフ場なんかようイノシシの対策してますやろう。こういうところは対象外になりますねんな、ほんだら。

観光産業課長　この要綱自体が農地を守るという観点でございますので、ゴルフ場は自分で自己防衛してくださいということになります。

中川委員　いや、例えば、家の横で個人的に畑して野菜を植えておられる方というのはどうなるのやろ。それは対象にならないと。

観光産業課長　この農地といいますのは田畑、登記上の田畑。そして今、中川委員おっしゃっているのは、町なかの畑のことをおっしゃっているんですか。

中川委員　家庭菜園というか、家の中でちょっと野菜植えたりしてやるやん。

観光産業課長　それも、その他の考え方として、実際に被害に遭うとか、また遭う恐れがあるときは、それに適用させていただきます。

委員長　他よろしいですか。　小野委員。

小野委員　あのね、先ほど課長、イノシシといろいろ、アライグマとか、もうひとつなんか言うてはったな。鹿、猿。だけどね、この辺り、私の家の近くというのはね、一番被害のある獣いうたら、イタチなんですよ。イタチがその辺に巣を作っているから、イタチがトウモロコシによじ登って採っておる、そういう現場も見たことありますし、きれいにやられるんですよ。鳥獣被害云々の話でもね、こういう市街地のところの農地で、鳥類の被害というものは、防ぎようがないねやということで、いろいろ議論も今までから何年として議論したわね。30万ほど使ってね、町長もいろんなことを考えてもらってたんやけどね。イノシシのこの被害、

ひどいというのはもう私も認識しているんですが、竹林とかのね。イノシシというのは全部潰してしまいますよってね。だけど、同じように今課長言うてくれるんならね、イノシシがこういう市街地へ出てくる可能性はほとんどないと思うんですよ。イタチが出てくるんですよ。ですから、対象は、等って書いてあるから、それらも含めるっていう意味も、やはり謳ってるほうが、こういう交付金要綱ができたら、やっぱり、いろんなどこで出してもらうときに、ぜひともイタチについても入れてもらいたいなと、そのように思います。そうしたら、実態に合って、申請してくる人もあるんじゃないかなあと。だけれども、市街地の柵というのは、やっぱり危険なこともありますしね。なかなか難しいところもあると思うんです。そこら何とかクリアしてもらいたいなと思います。何か、いい案がありましたら。

委員長 小城町長。

町長 今、小野委員がおっしゃるイタチの関係等については、また農業委員会等、いろいろと関係等にはですね、調査をしていただいて、そして今、現実にはイタチはたくさんおると思います。防御というのか、自分で自らそういうことをやっておられるということで、済んでますけれども、イノシシとかいうのは、これは極端のもので、極端にはもう法隆寺のお寺の中でもイノシシが現れて、処理したこともございますから、そういう点については、アライグマとか、そういう点については、これは大変なことでございますので、そういう点で今小野委員がおっしゃっている、そのイタチとかの問題は、また農業委員会等で十分調査・研究をしていただいて、その中で検討してまいりたいと思います。

委員長 他、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは次に、（７）一般国道２５号斑鳩町歩道設置事業について、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは、（７）一般国道２５号斑鳩町歩道整備設置事業についてご説明をさせていただきます。

まず、国道２５号龍田大橋前後で事業が進められております歩道設置事業の進捗であります。これまでに、土地所有者１１件と借地権者８件との契約を締結いただいたところでございます。現在までに支障となる物件の取壊し撤去について、建物の取り壊しが１件、工作物等の撤去が１件完了し、また、現在、建物の取壊しが２件と、工作物等の撤去等が３件実施されています。今後も奈良国道と連携を密にしながら、地元調整、用地交渉に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、龍田大橋西詰めにおいて、国道の歩道設置事業と関連して、県事業による歩道整備が事業化されております。これは県道王寺三郷斑鳩線の歩道整備で、これは龍田大橋西詰交差点から幸進町に入るまでの町道までの間で県道の南側で約４０ｍなんですけども、この歩道の設置区間については、既に国道歩道設置事業で土地の境界が確定しておりました１件について、県の方で用地の売買契約を締結いただいております。残りの計画範囲については、この２月９日に土地の境界の立会いを実施されている状況になっております。

次に、法隆寺地区の町営法隆寺観光自動車駐車場から法隆寺東交差点までの間の歩道設置につきましては、昨年の１１月１日に計画幅杭の設置作業が実施されておりますが、事業に難色を示されている方が１名ございます。引き続き事業に対するご理解とご協力を求めてまいりたいというふうに考えております。このような状況の中で奈良国道におきましては、できるだけ可能な範囲で、用地測量調査及び物件調査を実施できるよう、年内に業務を発注して、調査を実施する準備を進められていると聞いております。

また、先ほど２４年度一般会計補正予算（第６号）のところでご説明をいたしておりますが、国道２５号中宮寺交差点におけるポケットパー

ク整備事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金について平成24年度の補正予算が確保されましたことから、都市再生整備計画事業の前倒しにより整備を実施していくということになっております。

以上簡単でございますが、一般国道25号斑鳩町歩道設置事業に関することについての報告とさせていただきます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。

小城町長。

町長

今、担当が説明いたしましたけれども、この町営の駐車場から大連社までの間で1件の難色ということが言われてますけれども、この1件の方も代理人を通しておられまして、代理人から全筆だったら協力すると。全筆でなければだめだということをおっしゃってますので。いずれにいたしましてもこれ町で判断しなければいけないと思いますから、いずれにしたかて、半年ぐらいで結論を出していきたいと考えられておりますので。もう全筆でなかったら絶対いかんと、もう代理人はもうその方、売らないとおっしゃっているということですから、そのところ判断をしていきたいと思っています。

委員長

それでは次に、(8)平成25年度新規事業等について、理事者の報告を求めます。 藤川都市建設部長

都市建設
部長

それでは、平成25年度の新規事業等につきまして、私の方から説明をさせていただきます。平成25年度新規事業、あるいは重要な事業、変更のある事業などの内容を、この都市建設部所管がいたします事業について、当初予算(原案)の概要に基づきまして説明を申し上げたいと思います。資料をご覧いただきたいと思います。

まず59ページをお願いいたします。59ページの上から1, 2, 3, 4段の4事業はそれぞれ、世界文化遺産20周年記念事業といたしまして、新たに実施を予定している事業でございます。なお、1番目の(仮

称) 空からの世界文化遺産鑑賞と、2 番目 (仮称) 手のひらアート展の開催、の2 事業につきましては同時に開催する予定でございます。

59 ページの1 番上の (仮称) 空からの世界文化遺産鑑賞でございますが、コスモスが咲く斑鳩の里を気球により空から鑑賞いただき、斑鳩の里の美しい景観を広くアピールすることといたしております、50 万円を計上いたしております。

また、その下、2 番目の (仮称) 手のひらアート展の開催につきましては、斑鳩の未来を担う子どもたちの手のひらで、世界遺産とその周辺の風景を描いていただきまして斑鳩を愛する心を育てていただくこととしており15 万円を計上いたしております。

また、その下、3 番目の (仮称) 美ウォークの開催では、四季折々の旬のルートを設定し、斑鳩の里を楽しんでいただくとともに心身ともに健康で美しく暮らせるようにという願いをこめまして開催するウォークイベントでございます、20 万円を計上しております。

また、その下、同じページ4 番目の (仮称) 知床物産展の開催では、世界自然遺産のある知床の海産物等の販売を通して、世界遺産の魅力発信と「斜里町」との交流を深めることとしており、90 万円を計上しております。

次に、62 ページをご覧くださいと思います。上から2 番目の道路環境の整備でございます。既存の町道等に適正な道路機能を維持し安全に利用していただくために、舗装や側溝等の補修等を行なうもので、5,975 万3 千円を計上しております。

また、その下の、3 番目、道路の新設改良についてであります、平成24 年度からの継続事業でございます町道437 号線 (大和川堤防線) の整備を行うほか、継続路線や補償路線を中心に工事請負費5,130 万円等を含めて、8,859 万3 千円を予算計上しております。

また、同じく62 ページの一番下の、橋りょう環境の整備では、平成23 年度に実施をいたしました橋長15 m以上の13 橋の長寿命化修繕計画のための調査の結果を受けまして、順次補修を進めることとしており、平成25 年度では竜田川にかかります塩田橋の修繕計画のための設

計を実施することとし、その設計業務委託料500万円を計上しております。

次に、63ページをお願いいたします。上から3番目の、開発指導の調整につきましては、平成25年度から風致地区内における行為の許可権限等が県から移譲されることに伴い、周知用のパンフレットの印刷等を行なうものであり、101万5千円を計上しております。

次に、その下の一番下のJR法隆寺駅周辺整備の推進では、北口の町道312号線の用地買収に伴う分筆登記等の委託料など、279万1千円を計上しております。

次の64ページでございます。1番上の浸水対策の推進につきましては、浸水対策基本計画を策定するため、平成24年度には町内水路の現況調査を行いました。平成25年度では、その結果を受けて、既存の雨水調査の修正業務を行なうことによりまして、今後の対策の策定に向けて検討を進めるために、委託料として200万円を計上しております。

次に65ページをお願いいたします。上から2番目の、三井農道の整備につきましては、三井地区における農道整備を行なうために測量設計委託料として300万円を計上しております。

次に、その下の、3番目の震災対策農業水利施設の整備では、地震による震災の影響が大きいと考えられるため池につきまして、耐震性の点検を行ない災害を未然に防止する対策の必要性を検討するため調査委託料といたしまして400万円を計上しております。

一番下の有害鳥獣の駆除でございます。平成25年度では、近年、イノシシによる農作物への被害が増加していることからその被害の防止・軽減を図るため、農地に設置をいたします電機柵等の設置費用の一部を助成することといたしまして、その補助金150万円などを含めて236万5千円を計上しております。

次に、67ページをお願いいたします。一番上の特産品開発等全国展開支援事業への支援であります。観光振興を促進するために商工会が主体となって進めております、斑鳩町の特産品開発や観光商品開発の取組みに対しまして支援するために、100万円を計上しております。

次に、68ページの1番上でございます。観光・地域情報の発信では、斑鳩町を訪れる観光客に対して、質の高い観光等の情報を提供することによって、観光客へのサービス向上とともに、より多くの観光客の誘致を目的といたしまして、急速に普及しているスマートフォンを活用して、斑鳩町の名所・旧跡・地域情報等を提供できるように、アプリケーションを開発するものでございます。その委託料として国の緊急雇用創出事業交付金を活用いたしまして、2,072万9千円を計上しております。

次に、その下の、2番目の物産交流の推進であります。これは観光振興・産業振興を促進する目的で交流を深めてきました関係団体との交流につきまして、平成25年度では、新たに新潟市や東京で行なわれるイベントへの出店参加など観光客誘致活動をより活発化するため旅費等147万8千円を計上しております。

次に、その下、3番目の法隆寺iセンターの維持管理であります。効果的・効率的な運営を図るために斑鳩町観光協会に対して、引き続き平成25年度から3年間、指定管理者として指定し、適切に維持管理等を行うため、委託料等を含め2,331万4千円を計上しております。

また、その下、4番目の観光自動車駐車場の維持管理についても、法隆寺iセンターと同様に、平成25年度から3年間、斑鳩町観光協会を指定管理者として指定することといたしまして、その委託料等967万8千円を計上しております。

なお、先の法隆寺iセンター及び観光自動車駐車場の指定管理者の指定につきましては、3月議会に議案の上程をさせていただき予定をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、70ページの道路台帳等システムの構築でございます。平成24年度に整備したデジタル化した道路台帳に、道路占用物情報などを反映して一括管理することによりまして、道路管理の適正化・効率化を図ることとし、委託料として国の緊急雇用創出事業交付金を活用して、2,452万5千円を計上しております。

以上が都市建設部所管に関します平成25年度新規事業等についての説明でございます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 谷口上下水道部長。

上下水道
部長 それでは、上下水道部が所管いたします事業についてご説明させていただきます。

平成25年度当初予算（原案）の概要、71ページからでございます。

上下水道部におけます新規の事業といたしましては、特段ございませんが、主な事業につきましてご説明申しあげたいと思います

まず、上水道課が所管いたします事業でございます。

上から3段目、三井浄水場の整備でございます。平成24年度に引き続きまして、三井浄水場の計装設備の更新を行うために、工事請負費で5,000万円を計上いたしております。

次に、その下、4段目の北部配水池の改修でございます。平成24年度からの継続事業として取り組んでおります北部配水池ドーム更新工事等で1億8,668万6千円を計上いたしております。

次に、その下、同じページの最下段でございますが、新会計基準システム改修では、地方公営企業会計制度の改正に伴いまして、新たな会計基準に対応するためのシステム改修の費用といたしまして、302万4千円を計上いたしております。

次に、72ページをお願いいたします。下水道課が所管いたします事業でございます。当ページの中ほどになりますが、上から3段目、公共下水道の整備についてでございます。平成24年度に引き続き、継続事業でございます岡本汚水幹線並びに目安汚水幹線の幹線管渠2路線、及び面的整備を進めていくために、工事請負費で7億2,800万円を計上いたしております。全体で8億4,018万8千円を計上することになります。詳細につきましては、先ほどの継続審査の中でも平成25年度の整備計画についてご報告させていただきましたとおりでございます。

以上が、上下水道部が所管いたしております、平成25年度の主な事業の概要でございます。よろしくようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。

(な し)

委員長 他に、理事者側から何か報告しておくことはございませんか。
井上都市整備課長。

都市整備
課長 前回の委員会での風致地区内における違反行為等に対する事務処理手
続き関しまして、斑鳩町風致地区内等における違反行為等に関する事務
処理要領（案）を作成いたしましたのでお手元に資料番号は入っていない
んですけども、資料を提出いたしておりますので、ご報告させていただ
きたいと思います。

この条例につきましては、先ほどご報告いたしました奈良県事務処理
の特例に関する条例による事務の移譲を受けることとなりました古都に
おける歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく建築物その他工作
物の新築等の許可等に関する事務と斑鳩町風致地区条例に基づき、風致
地区内における行為の許可等に関する事務を本年4月1日から本町にお
いて行なうこととなりますので、法及び条例の適正な施行を確保するこ
とを目的と致しまして、違反行為に対する発見から監督処分等を行うま
での事務手続き等について必要な事項を定めたものでございます。

なお、本事務処理要領（案）につきましては、奈良県が違反行為等
に対する事務処理手続きの際に運用されておりました違反行為等に対する
事務処理要領を踏襲する内容のものとなっております。

以上簡単でございますが、ご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項については、終わります。
続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等があればお受けいたします。 中川委員。

中川委員 法隆寺駅の南口からいかるがホール向いて、当時吉川議員が西から入って、こういう曲線の道路は具合悪いと、直線に入れ、直線に計画しなおしてほしいって言って、直線に変わった道路ありましたやろ。あの道路はね、地権者の方が、もうあんなん廃止になりましてんって、こう言わはりますねんけどね、あれ廃止になってまんのか。

委員長 井上都市整備課長。

都市整備課長 まだ廃止になっているというか、計画の方がですね、実際にどこを通していくとかいうようなのが、定まっていない状況ですけども、今その道路計画について関係機関とも協議を進めながら、地元へ落としていくという形になっております。

中川委員 今、そういう進めている途中であって、廃止になってないというのと、廃止にはなる可能性はないということでええのかな。

都市整備課長 われわれといたしましては、駅南口のアクセス道路として非常に重要な道路計画であるというふうに考えております。駅前広場の一部も今現在の広場では十分な機能を果たすことができないということもございまして、あの道路計画については、引き続き関係者と協議をしたうえでですね、地元のご理解を得ていって、進めていきたいということになります。

委員長 他、ございませんか。 木田委員。

木田委員 2点ほどなんですけどもね。収束しているような状況みたいに感じる

ねんけども、現在の松くい虫対策ですか、あれまだ法隆寺ゴルフ場なんか行ったら、まだいっぱい枯れたりして倒してあるねんけども、その継続事業というのですか、それはもう行われてないのかなというふうに思うねんけど、今現在の状況についてとですね、それと、龍田神社前のあるところの中古車屋さんのミラクルというのは、あれ閉店しはりましたわな。だから、あそこをね、なんとかして分けてもらってですね、南行く方、私が入れるぐらいの道に広げるような方法でですね、やっぱり法隆寺線のあるところはもうなかなかそんなまだ1年やそこらではすまんと思うので、その閉鎖されたところをですね、なんとか分けてもらえるような方法で話し合ってもらったかなというふうに思いますねんけど。もういつも、しょっちゅうは来ないんですけど、吉田寺なんか観光バスで来たかなかなかいっぺんに、奈良の方からしか回られへんから、それもいっぺんに行かれへんからね。大型車も回れるような形にですね、あの道路の、国道の取り入れ口というんですか、そこをやっぱり改良していただいたらですね、いつも出初式の時なんかでも観光バス、愛和交通のなんかでも三室山下の方から回っていかなあかんような状況をね、そりゃそこまでに法隆寺線のあるところの何は解決すればよろしいんですけどね、そこまでなかなかいかんと思うから、やっぱりそういうこともちょっと考えてもらいたいなと思いますねんけど、その2点だけちょっと町の考え方というんですか。

委員長 清水観光産業課長。

観光産業課長 まず1点目の松くい虫、昔ヘリコプターで散布するような事業しておりましたけれども、今はやっておりません。

委員長 小城町長。

町長 この関係等については、斑鳩溜池ございますから、もう空中散布は絶対できないということでございますので、今現在は、もう薬注とかそう

いう形で松くい虫のほうも防除してほしいということで、今ゴルフ場もそういうことでもありますけども、これもなかなかいろいろと議論の中では県でも結局松枯れが多いのは、松くい虫の原因も、あるいは酸性雨の関係とかいろんなことをおっしゃいますからね、なかなか結果的にはなかなかできない、ただ、町としては、もう松くい虫の関係等については法隆寺さんの関係は薬注で、今現在お寺もそういうことでやっていただいているということでございます。

委員長 池田副町長。

副町長 今もう1点お尋ねの、龍田神社前の分ですけども、今更地になっておりますんで、地権者の方に今言われておりますように、アール取れば大型も入りやすいんですので、当たっていきたいと考えております。

木田委員 頼んでおきます。結構です。

委員長 他ございませんか。 小野委員。

小野委員 実はね、14日に予算の説明会があったんですがね、そのまえにどうのこうの建水の常任委員会の打ち合わせをやってもらったんですがね。その時に副委員長ちょっと遅れてきたんです。それでね、なんか打合せやということで、まあ私は関係ないから、関係ないっていったらおかしいけどもね、えっと思っていたら、もう委員長が座ったんやね。今、委員長がね。だから委員長が一番びっくりしたんです。打合せまだしてらんかということですね。なんかそういうことはあるんですかね。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 基本的には委員長、副委員長がおいでいただいて、打合せをさせていただくということでございますので、特別にどうしても事情があつて来

られないときは別といたしまして、そういうことはないということでございます。

小野委員　だからね、委員会の打合せで、例えば副委員長だけに頼まんなんか、いろいろせなあかんことがあるんやったらね、またそれは時間、ちょうどあの日も時間がね、切羽詰っていたんですよ。予定が10時から懇談会というか予算説明会。議長においてはね、11時半に王寺の議長と一緒に行かなあかんところがある。だからこれはね、議長がもうそっちの時間をずらしたらね、やはり斑鳩町議会のことがなんやと言われるからね、どうしても行かなあかんし、議長としてもその時間をきちっと把握してやっていたと思うんですよ。でまあ、その始まるのがちょっと遅くなったからね、時間押してきてて、慌てて議長も行って事なきを得たんやと思うねけども。そういうようなね、もし、どうしても後で打合せでね、ちょっと漏れたということがあったら、時間を改めてやっぱり委員長、副委員長にもう1回同席してもらわないかんということで、そういうことのないようにちょっとお願いしておきます。

委員長　他、ございませんか。

(な し)

委員長　他にないようですので、その他についてもこれをもって終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長のご挨拶をお受けいたします。

小城町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前11時55分 閉会)